

業務指示書

ミャンマー国連結性強化に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月5日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月7日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。
() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入りの代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行なっている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／連結性強化／産業開発／地域開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：地域開発/産業開発に関する各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び東南アジアでの業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 広域物流／実走調査】

1) 類似業務の経験：物流に関する各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び東南アジアでの業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

実走調査費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.08283 円 , US\$1 = 112.217 円 , EUR1 = 118.543 円)

第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

- (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オーディオ機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／連結性強化／産業開発／地域開発
広域物流／実走調査

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.08 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年4月27日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ミャンマー国連結性強化に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／連結性強化／産業開発／地域開発	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 広域物流／実走調査	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

2011年に民主化・開放路線が取られて以来、ミャンマー政府は政治・経済分野での改革を進め、アジアにおける新たな直接投資のフロンティアとしての位置づけを強固なものとし、また、国際社会においていっそう重要な役割を果たしつつあり、それに応じて人や物の動きも活性化してきている。国内においては州都間あるいは国境都市を含む主要経済回廊を中心の人や物の動きが活発化しつつあり、長年、ASEANの最貧困に位置付けられていたミャンマーは、いまや最も高い成長ポテンシャルを有するとされている。

2015/16年の実質GDP成長率は、内需拡大や投資の拡大により7.0%が見込まれ、今後も、投資の拡大等により毎年8%前後の成長率が見込まれている。

2016年3月に発足した国民民主連盟（NLD）による新政権は、国民和解と民主主義の定着を図るとともに、経済・産業発展、国民生活の質の向上に高いプライオリティを置いている。ミャンマー政府はインフラの更新やソフト面の強化に対し、ドナーによる資金協力や民間投資の積極的な誘致を通じ、特にハード面の更新、強化が図られつつある。しかしながらソフト面の改善は遅れており、貿易円滑化のための制度の近代化等が持続的経済成長を支えるうえでの課題とされている。それに対して日本政府はこれまでに、有償資金協力「東西経済回廊整備事業」（2015年9月L/A調印）、無償資金協力「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウインドウ構築及び税関近代化計画」や無償資金協力「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」等を実施し、国内の運輸交通インフラの近代化や物流手続きの改善に向けた協力に取り組んでいる。また、現在ミャンマーは、メコン地域を横断する国際幹線道路である東西経済回廊及び南部経済回廊の西端の地として位置付けられ、消費地かつ生産地として注目を集めている。

ミャンマーを含むメコン地域諸国と日本は、2009年以来、「新東京戦略2015」や「日メコン行動計画」等を採択し、日本はインフラの整備や人材育成を実施している。2016年7月の第9回日メコン外相会議で発表された「日メコン連結性イニシアティブ」では、東西経済回廊・南部経済回廊を軸とする連結性強化を加速し、物理的な連結性が十分活用されるための制度的な連結性の強化、人的な連結性の強化を通じた日メコン協力の深化が謳われている。今後メコン地域のインフラ整備、人材開発、投資促進等、様々な分野での進捗を促し、一層の連結性強化を促進していくため、ミャンマーを巡る連結性にかかる課題分析と政策提言が必要とされている。

かかる背景を踏まえ、本調査では、ミャンマー国内や国境における税関手続きや出入国手続きの現状、空港、港湾等における施設機材の近代化の進捗、またメコン地域としての連結性強化に係る現状と課題について、クロスボーダー輸送にかかる実走調査も含めた現地踏査と情報収集を通じて確認するとともに課題を抽出し、今後の改善策にかかる提言をまとめることを目的とする。

2. 業務の目的

(1) 業務の目的

ミャンマー国における税関、出入国検査、検疫（Custom, Immigration, Quarantine:以下「CIQ」とする）機能強化、また同国及びその周辺国との連結性強化に向けた課

題の分析を行うため、ハード面・ソフト面の双方から現状や課題等の情報を収集し、今後の協力の可能性の検討に資することを目的とする。

(2) ミャンマー側関係機関

- ・ 計画・財務省
- ・ 運輸・通信省
- ・ 建設省
- ・ 商業省
- ・ 国境省
- ・ ミャンマー港湾公社（MPA）

(3) 本調査に関連する我が国の主な支援活動

- ・ 「全国運輸交通プログラム形成準備調査」（2013年～2015年）
- ・ 「全国物流に係る情報収集・確認調査」（2016年～実施中）
- ・ 「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウインドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト」（技プロ）（2014年～実施中）
- ・ 「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウインドウ構築及び税関近代化計画」（無償資金協力）（2014年4月G/A締結）
- ・ 「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」（無償資金協力）（2015年3月G/A締結）
- ・ 「全国空港保安設備整備計画」（無償資金協力）（2013年3月G/A締結）
- ・ 「東西経済回廊整備事業」（有償資金協力）（2015年10月L/A調印）

3. 業務対象地域

- ・ ミャンマー国内（ヤンゴン、ネピドー、ミヤワディ（タイ国境）、タムー（インド国境）、等）
(クロスボーダー輸送の実走調査としてのベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、インドを含む)

4. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント（以下「コンサルタント」とする）は上記「2. 業務の目的」を達成するために下記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、下記「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、下記「7. 成果品」に示す報告書を作成する。

5. 業務実施上の留意点

(1) 本調査の位置付け

本調査は、ミャンマーがバランスの取れた開発と経済成長を達成するうえで必要となる改善及び優先プロジェクトの策定に向けた情報収集と提言をまとめることを目的とする。本調査がテーマとする物理的連結性及び制度的連結性の分析にあたっては国際幹線道路等の回廊や国境・港湾施設での手続き面での実際のみに着目するのではなく、メコン地域の総合的な発展・開発に向けた産業振興策や経済特区

(SEZ) 整備との関連にも留意するものとする。本調査では、日本政府支援による開発が進むティラワ SEZ の運営状況等の課題分析や、新たに域内協力の枠組みで開発計画が進むシットウェー港湾施設やミヤワディ Trading Zone などの分析・提言を含めるものとする。

本調査は、既存の全国運輸交通マスターplan (2015年2月策定) 及び JICA が実施中の物流調査の内容を十分に踏まえるものとし、越境手続き等の近代化や域内貿易の促進にかかる総合的な開発課題にかかる提言をとりまとめるものであり、個別具体的な日本のODA事業の形成は想定しない。

(2) 現地調査の対象及び適切な安全対策の確保

本調査では、ミャンマー及び周辺国的主要陸国境・国際港・国際空港等を現地調査の対象としており、JICA 行動規範を遵守することをはじめ、安全対策に十分留意する必要がある。渡航前には、最新の安全対策措置や JICA ミャンマー事務所からの情報を入手し、当該地域の安全確認と緊急時に備えた複数の連絡手段を確保した上で、現地調査を行うこととする。

安全上の理由により、予定していた時期に渡航が不可能となる場合は、渡航延期・中止或いは既存資料を活用した調査に変更する等、柔軟に対応することとする。なお、現時点で想定している現地調査対象地域は以下の通り。

- ① 陸国境：東西経済回廊及び南部経済回廊沿いのタイ国境（ミヤワディ）、ラオス国境（タチレク）、インド国境（タムー）
- ② 国際港湾：ヤンゴン港、モーラミヤイン港、ダウェー港、ミエイク港、コータウン港、タンドウェ港、チャオピュー港、シットウェー港
- ③ 国際空港：ヤンゴン空港、マンダレー空港、ネピドー空港

(3) クロスボーダー輸送に係る実走調査について

本調査では、東西経済回廊、南部経済回廊におけるインフラ整備状況の把握と、通関、越境手続の現状について、実際の貨物輸送を通じて検証（詳細は後述）し、輸送時間等にどのような影響を及ぼしているか確認し、連結性強化と物流サービスの改善にかかる課題を整理するため、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、インドからミャンマーに至るルートについて、実走調査を行う。実走調査については、再委託での実施を可とする。

(4) 日メコン協力に係る主要外交日程を考慮した調査工程の立案

本調査の結果については、日メコン協力の深化に向けた提言の一部として活用される予定である。2017年度における日メコン協力の各種会合において、メコン連結性に係る内容が取り上げられる際に、ミャンマー国内及び周辺国における連結性強化の現状・課題についての情報提供が必要となるほか、提言内容の取りまとめへの協力が必要とされる。5月下旬及び9~10月に予定されている「シニア・レベル・ワーキング・グループ（SLWG）」において、JICAからの求めに応じて必要な情報提供を行うことを求められることに留意すること。

6. 業務の内容

上記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握

の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

6-1. 事前準備及びインセプション・レポートの作成、協議

(1) 業務実施方針の検討

既存の関連資料、情報、データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。既存の報告書、情報等を最大限に活用し、効率的な面談と情報収集に努め、アンケートにおける重複質問の回避等を図るものとする。

それらを踏まえインセプション・レポートを作成し、内容に関し JICA の承認を得る。

(2) インセプション・レポートの協議

関係機関とインセプション・レポート協議を実施する。

6-2. 東西経済回廊・南部経済回廊の連結性に係る現状調査及び課題整理

ハードインフラ（道路、港湾、空港、越境施設、等）及びソフトインフラ（通関、出入国管理、越境協定、各種制度等）の観点から、ミャンマー国内主要施設及び地域、ならびにメコン地域における東西経済回廊・南部経済回廊の連結性に係る現状を調査し、連結性強化、テロ対策・水際作戦、にかかる課題を整理する。

調査の方法は、机上での情報収集（国内作業）と現地での調査の2本立てとする。

(1) 国内作業

本邦国内物流企業等へのヒアリング及び既存 JICA 事業の調査報告書、また国土交通省、民間企業による関連調査（インフラ整備のみならず、国境交易、税関システム等も含む）を通じて、国内作業を行う。

国内作業は契約締結後速やかに取り掛かることとし、5月中旬を目途に、ミャンマー国内の越境交通、通関の現状と課題、及び東西経済回廊・南部経済回廊の整備と活用状況・物流サービスの課題等に関する第一段階の報告を取りまとめる。

(2) 現地作業

ミャンマー国内の主要な陸国境、港湾、空港における CIQ (Custom, Immigration, Quarantine) 現状及び課題について、「5. 業務上の留意点」(2) で示した各地域の施設等において現地踏査と分析を行う。現地踏査に当たっては、移動時間に留意し効率的な調査工程を組むものとする。

調査票及びマトリクスの事前作成を通じ、複数施設の横断的な分析やマクロ・ミクロの観点での効率的な課題の抽出を図るとともに、調査結果については、問題分析ツリー等を通じて分かり易い分析を行うものとする。

調査の方法及び工程については、プロポーザルにて詳しく提案すること。

6-3. 東西経済回廊・南部経済回廊におけるクロスボーダー輸送に係る実走調査

メコン地域における物理的連結性と制度的連結性の整備にかかる現状と課題を把握するため、東西経済回廊・南部経済回廊を利用して、実際に荷物を積んで貨物輸送の実走調査を行う。

対象は、以下の6ルートとし、ミャンマーからインドへの連結性にかかる課題についても本調査で行うものとする。

- ① ダナン（ベトナム）→ビエンチャン（ラオス）
- ② ダナン（ベトナム）→サバナケット（ラオス）→バンコク（タイ）
- ③ ダナン（ベトナム）→ピッサヌローク（タイ）→モーラミヤイン（ミャンマー）→ヤンゴン（ミャンマー）
- ④ ホーチミン（ベトナム）→プノンペン（カンボジア）→バンコク（タイ）→ダウェー（ミャンマー）
- ⑤ バンコク（タイ）→ミヤワディ（ミャンマー）→ヤンゴン（ミャンマー）
- ⑥ ヤンゴン（ミャンマー）→タムー（ミャンマー）→インパール（インド）

通関手続きの現状を把握するため、貨物の輸送（日用品、バルク輸送）を条件とする。積荷についての指定は無いが、輸送に係る諸手続き及び輸送後の貨物の扱いについてはコンサルタントにて処理するものとする。必要に応じ、越境手続についてJICAが側面支援する

ことも想定するが、基本的には民間業者が一般企業から受託した荷物を輸送するサービスを前提としての実走調査として位置づける。

実走調査については再委託で実施することを可とする。実走調査の方法及び工程について、プロポーザルにて提案すること。なお、実走調査の予算は1,000万円を上限とし、別見積りとすること。予算は往復費用を前提としているが、車両の都合上往復する必要がない場合は、片道としても問題ない。

6—4. シットウェー港湾開発に係る調査・分析

(1) シットウェー関連調査結果のレビュー

シットウェー港湾開発に係る既存調査を入手し、港湾開発の現状と課題、港湾手続きのレビューを行う。ミャンマー国内における位置付けについて把握するとともに、メコン地域開発を含む地域開発、連結性強化の観点からのシットウェー港湾開発の意義についても分析を行う。

(2) シットウェー港湾開発にかかる関係者ヒアリング、現地視察

シットウェー港湾開発に係る現状や今後の動向（ミャンマー政府の開発方針、投資計画、民間企業の関連動向）について、関係機関（ミャンマー港湾公社（MPA）等）からヒアリングを行う。

併せて、シットウェー港湾の現況施設及び運営状況について現地調査を行い、施設課題、運営状況、CIQ手続きについて、課題分析を行う。

(3) シットウェー～インド・ミゾラム州を結ぶルートにかかる現状調査

シットウェー港～パレワ港の内航水運の現状、パレワ港～インド・ミゾラム州に至る道路計画（インド側の計画も含む）について確認・レビューを行う。

なお、本項目に係る調査は、既存資料による情報収集や関係機関へのヒアリングを中心に行うこととする。

(4) シットウェー港湾開発に係る提言のとりまとめ

上記（1）～（3）の結果を踏まえ、ミャンマーにおけるシットウェー港湾開発の今後の開発可能性にかかる課題と提言をとりまとめる。

6—5. ミヤワディ Trading Zone の施設及び運営状況にかかる調査・分析

(1) ミヤワディ Trading Zone 整備計画に関する既往調査のレビュー

ミヤワディ Trading Zone にかかる既往調査を入手し、Trading Zone の施設及び運営現状（混雑状況、リードタイム等を含む）と、将来需要予測のレビューを行う。

ミャンマー国内における位置付けについて把握するとともに、メコン地域開発を含む地域開発、連結性強化の観点からのミヤワディ Trading Zone の意義についても分析を行う。

(2) ミヤワディ Trading Zone 整備計画にかかる関係者ヒアリング、現地視察

ミヤワディ Trading Zone に係る現状や今後の動向（ミャンマー政府の整備方針、投資計画、民間企業の関連動向）について、関係機関（商業省等）からヒアリングを行う。

併せて、ミヤワディ Trading Zone の現況施設及び運営状況について現地調査を行い、施設課題、運営状況、CIQ 手続きについて、課題分析を行う。

(3) ミヤワディ Trading Zone 整備に係る提言のとりまとめ

上記（1）及び（2）に基づき、ミャンマー通関 IT システム（MACCS）のミヤワディ導入計画も考慮しつつ、ミヤワディ Trading Zone の運営・施設の改善策（Trading Zone の整備・拡張計画の有意性の判断を含む）にかかる提言をとりまとめる。

6-6. インテリム・レポートの作成、協議

調査中間時点での結果をインテリム・レポートとして取りまとめ、日本側に説明及び協議し、コメント等を反映する。

またコメント等反映後、JICA とともに、ミャンマー側関係機関に説明及び協議する。

6-7. ミャンマー通関 IT システム（MACCS）の地方展開にかかる課題・留意点の整理

現在実施中の「通関電子化を通じた税関近代化支援計画」及び「通關電子化を通じたナショナル・シングル・ウインドウ構築及び税關近代化のための能力向上プロジェクト」において、ヤンゴン地域（ティラワ地区含む）へ通關 IT システム（MACCS）を導入し、2016 年 11 月から稼働を開始している。第 2 段階として、同システムをミヤワディに導入することが検討されているが、更なる地方展開に際し、ミヤワディ以外の地域に導入する場合の課題・留意点につき整理する。

6-8. メコン連結性強化に向けた本邦招へいに係る支援

（連結性強化に係る制度、CIQ の円滑化等ソフト面を想定。）

JICA は、メコン連結性強化に係る我が国の技術、制度、運用等について、メコン諸国（ミャンマー、タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム）政府関係者等の理解を深めることを目的として、2017 年 9 月頃を目指して、1 週間程度、メコン諸国政府関係者等の本邦招へいを実施する予定である。招へい人数は各国 6 名・計 30 名程度を想定する（人数は変更となる可能性がある）。

コンサルタントは、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICA が行うものとする。

1) 被招へい者の人選への支援

被招へいの人選は JICA と先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施 1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICA の基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

JICA の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

5) 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招へい者への来日前の説明は、JICA が行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

6) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。

7) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

6-9. メコン連結性強化に向けたワークショップの実施に係る支援

（連結性強化に係る制度、CIQ の円滑化等ソフト面を想定。）

JICA はメコン連結性強化に係る我が国の技術、制度、運用等について、メコン諸国（ミャンマー、タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム）政府関係者等への理解を深めることを目的として、2017 年 7 月頃及び 10 月頃を目途に、現地 3 日間程度、メコン諸国政府関係者等のワークショップをメコン域内国において実施する。英語での実施を想定する。参加人数は各国 6 名・計 30 名程度を想定する（人数は変更となる可能性がある）。

ワークショップの開催主体は JICA、各国の人選は外務省及び JICA が行い、各国参加者の旅費手続きや会場借上げ等につきコンサルタントが行うことを見込める。同ワークショップについては詳細が決まり次第コンサルタントと速やかに協議し、契約変更にて対応することとし、現時点では、本項目に係る費用を計上する必要はない。

6-10. ミャンマー国内の CIQ 改善に係る提言のとりまとめ

これまでの調査結果を踏まえ、ミャンマー国内の CIQ の近代化、改善に係る提言をとりまとめる。

6-11. メコン地域連結性強化に係る提言のとりまとめ

これまでの調査結果を踏まえ、メコン地域連結性強化に係る提言をとりまとめる。

6-12. 本調査結果に関するセミナーの開催

JICAは本調査結果を本邦業界関係者に周知するため、2時間程度の説明会を開催する。コンサルタントは説明会の実施を支援（説明資料作成及び想定質疑応答要領作成、説明会での説明等）すること。会場はJICA本部もしくはJICA市ヶ谷ビルの会議場を想定する。資料作成費及び会場費はJICA負担とし、本見積り及び別見積への計上は不要とする。なお、開催時期は2017年10月上旬とし、日本語での実施を想定する。セミナーでの発表に必要な要員をMMに含めること。

6-13. ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議

上記調査の全体成果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、ミャンマー側関係者・日本側関係者と協議し、コメントを取り付ける。

6-14. ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポート提出から1ヶ月を目途に、ミャンマー側からのコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。

7. 成果品等

次に示す報告書を作成し、JICAに提出する。各報告書の関係機関への説明及び協議に際しては、事前に報告書（案）を作成しJICAに提出及び説明の上、その内容について了承を得ること。JICAからコメントがあった場合には、コメントを反映した報告書（案）をもってJICAと再度協議を行い、関係機関に提出する。最終的に関係機関からのコメントも反映したものをJICAに提出する。本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとする。なお、報告書（案）を事前に確認するための十分な時間的余裕を見込むこと。各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図ること。

（1）調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

- ・記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- ・提出時期：調査開始後15日以内（現地調査開始前）
- ・部 数：英文20部（うちミャンマー政府へ15部）（全て簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書のPDF

2) インテリム・レポート (IT/R)

- ・記載事項：調査の中間結果
- ・提出時期：2017年7月下旬
- ・部 数：英文20部（うちミャンマー政府へ15部）、和文10部（全て簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書のPDF

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

- ・記載事項：本調査の全体成果（冒頭に要約を添付）

- ・提出時期：2017年10月上旬
- ・部 数：英文20部（うちミャンマー政府へ15部）、和文要約10部（全て簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書のPDF

4) ファイナル・レポート(F/R)

- ・記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントに対応して必要な修正を行ったもの
- ・提出時期：2017年11月上旬
- ・部 数：英文20部（うちミャンマー政府へ15部）、和文要約10部（全て製本）
- ・電子データ：上記報告書のPDFを格納したCD-Rを3枚（うち、ミャンマー政府へ1部）

なお、ファイナル・レポート（英文）の巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含めること。また、関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要なプレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積りに含めるものとする。

（2） その他の提出物

1) 議事録等

JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、開催後5日程度のうちにJICAに提出すること。

2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

- ・記載事項：共通仕様書の規定に基づく
- ・提出時期：契約締結後10日以内
- ・部数：和文5部（簡易製本）
- ・電子データ（PDF）

3) 調査活動報告書

共通仕様書記載のコンサルタント業務従事月報（業務日誌を含む）を翌月5日までにJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付すること。

4) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの現状が明確に把握できるもの（調査対象サイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）を収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出に当たっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。

写真の著作権についてはJICAに帰属するものとする。JICAは広報用素材として各種媒体への活用を想定している。

- ・提出時期：ファイナル・レポート提出時
- ・部数：CD-R 1枚（jpeg ファイル形式）（デジタル画像 50 枚程度／jpeg ファイル形式／各画像ファイルは Web 上での使用に耐えられる 1MB 以上の画素数とする。）

5) 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心とした記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期間内に JICA に提出する。

○記載事項：

- ①最終報告書の概要
 - ②活動内容（調査）・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
 - ③業務実施運営上の課題・工夫・教訓（現地活動体制等）
 - ④調査業務の内容にかかる提言
 - ⑤添付資料
 - ・業務フローチャート
 - ・業務人月表
 - ・調査用資機材等取得明細表
 - ・会議記録等
 - ・収集資料リスト
 - ・その他調査活動実績
- 提出時期：業務終了時
○部数：和文 3 部（簡易製本）

6) その他

1) ~ 6) の提出物のほか、JICA が必要と認め、報告を求めた資料を適宜提出する。

7) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は、2017年4月下旬より国内業務を開始し、同年11月上旬の終了を想定している。実走調査は8月末までの終了を想定している。

プロポーザル作成にあたっては、第2の「5. 業務の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成して提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 10.52M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務では、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定している。コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／連結性強化／産業開発／地域開発（2号）
- 2) 広域物流／実走調査（3号）
- 3) 国境管理・通関制度
- 4) 港湾計画・運営
- 5) 港湾・空港施設保安機材
- 6) 招へい・セミナー企画／業務調整

3. ミャンマー政府の便宜供与

特になし。ただし、初回現地協議のアレンジはJICAが行う。

4. 参考資料

- ・ 「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウインドウ構築及び税関近代化計画」準備調査報告書（JICA）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014916.html>
- ・ 「港湾 EDI 整備計画準備調査報告書.」準備調査報告書（JICA）
http://open_jicareport.jica.go.jp/728/728/728_104_12238358.html
- ・ 「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウインドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト」中間レビュー調査報告書（JICA）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029903.html>
- ・ 「全国空港保安設備整備計画」事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1261090_1_s.pdf
- ・ ミャンマー国「全国運輸交通プログラム形成準備調査」報告書（全国運輸マスター・プラン）（JICA）
和文要約：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020103.html>
英文要約：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020104.html>
英文本体：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020105.html>

- ・ ミャンマー産業発展ビジョン（経済産業省）
<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150703007/20150703007-1.pdf>
- ・ Third Greater Mekong Sub region Corridor Towns Development Project (ADB)
<http://www.adb.org/projects/48175-002/main>
- ・ Third GMS Corridor Towns Development Project: Initial Poverty and Social Analysis (ADB)
<http://www.adb.org/projects/documents/mya-third-gms-corridor-towns-development-project-ipsa>
- ・ タイ～ミャンマー南部における越境物流システムに係る実証実験による調査（国土交通省）（平成 28 年 3 月）
<http://www.mlit.go.jp/common/001144518.pdf>
- ・ ASEAN の物流に関する調査研究（国土交通政策研究第 115 号／平成 26 年 7 月）
<https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk115.pdf>
- ・ アジア新興国進出企業の物流・調達の最適化に伴う障壁等調査調査報告書（経済産業省）（平成 26 年）
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/pdf/H26chosa-2.pdf>
- ・ ミャンマー国 ティラワ地区港及び物流基地に係る運営効率化事業準備調査(PPP インフラ事業)ファイナル・レポート (JICA) （2015 年 1 月）
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12184586.pdf
- ・ メコン・ビジネスニーズ調査 2015 (JETRO) (2015 年 9 月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/35a75139ecbb44ac/20150086.pdf
- ・ ジェトロセンター「(特集 アジア・オセアニアの新興都市) ミャンマー・シットウェー／チャオピュー：30 億人市場を結ぶ貿易拠点」(2016 年 11 月 15 日)
- ・ アセアン物流事情調査その 5 ミャンマー（平成 24 年 3 月）((一社) (日本インターナショナルフレイトフォワーダーズ協会)
- ・ メコン地域における共同集荷・共同輸送システム形成・促進に係る実証事業による調査（国土交通省）（平成 28 年 3 月）
<http://www.mlit.go.jp/common/001144489.pdf>
- ・ タイ・ベトナム・ミャンマーにおける食品市場環境調査報告書（大和総研）（平成 25 年 3 月）
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kaigai/pdf/h25daiwa.pdf>

5. 閲覧資料

特になし。

6. 再委託（現地・国内）

本調査では、クロスボーダー実走調査において再委託を認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している評者の候補名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 安全管理

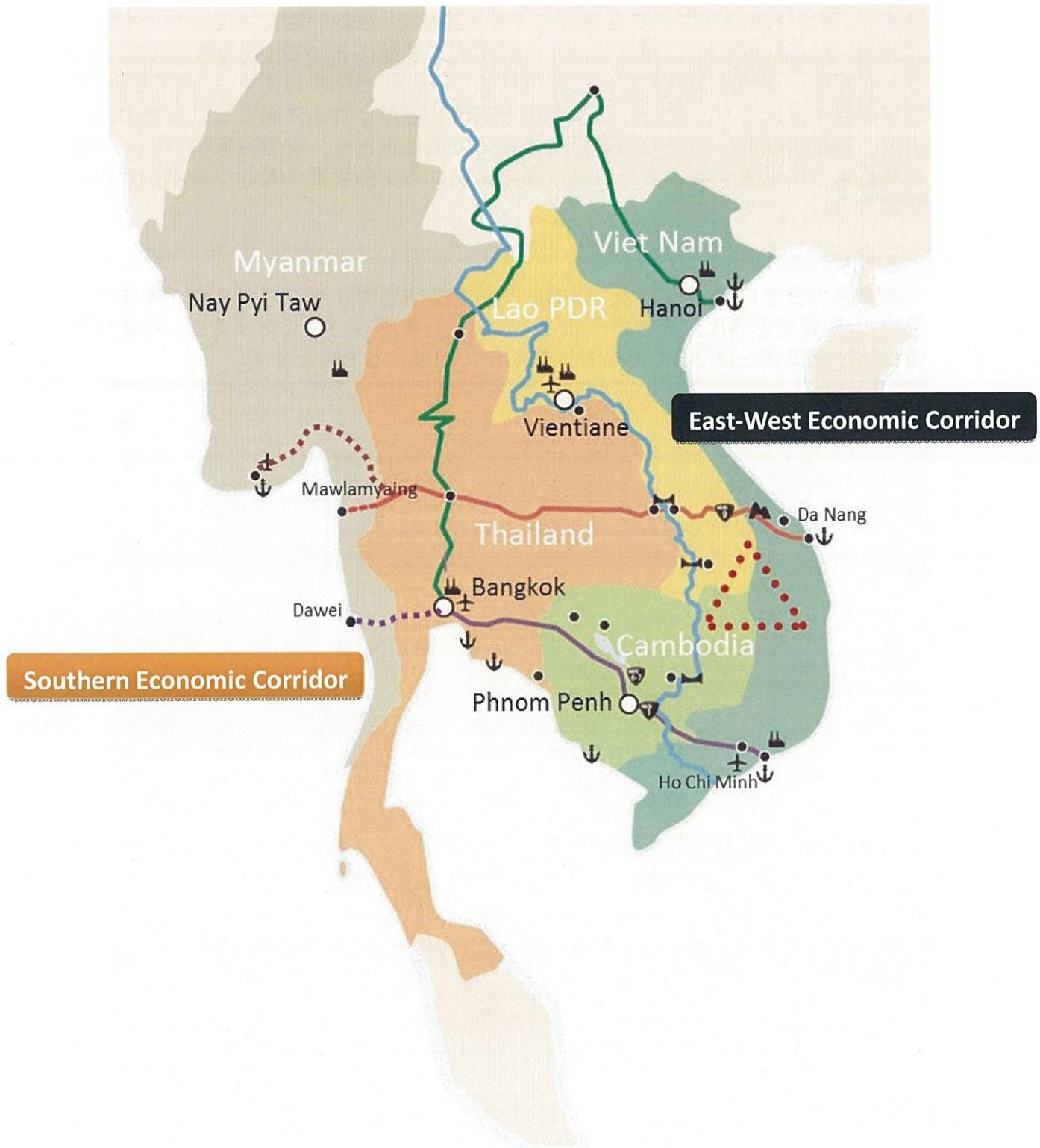
現地作業開始に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

調査対象地図 (東西経済回廊及び南部経済回廊)



調査対象地図 (ミャンマー国内)



